



(検査及び整備)

第7条 計量証明用設備は、その使用に支障がないよう常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

2 大阪府又は他の検査機関等による法定検査は、日程を確認して必ず受検する。

#### 第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第8条 計量証明の基準となる計量の方法は、当該事業が適確に遂行するに足りる方法として、あらかじめ計量管理者が認めた方法とし、その方法を定めた文書(細則)を保存しておくものとする。

#### 第5章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第9条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量に使用した計量器(名称、ひょう量、目量、最小測定量又は使用範囲及び器物番号)
- (9) 計量証明の結果
- (10) その他必要な事項

2 計量証明書に計量法第110条の2第1項の標章を付す場所は、\_\_\_\_\_の位置とする。

#### 第6章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第10条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。

(計量証明書の保存)

第11条 計量証明書の発行にあたっては、写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする。

#### 第7章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第12条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき、適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 前項の目的を達成するため、当事業所は、計量に関する技術の向上、関係法令の理解

の増進等に努める。

(その他)

第13条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は、別途細則に定める。

附 則

- |   |      |   |   |     |
|---|------|---|---|-----|
| 1 | (元号) | 年 | 月 | 日制定 |
| 2 | (元号) | 年 | 月 | 日改訂 |
| 3 | (元号) | 年 | 月 | 日改訂 |
| 4 | (元号) | 年 | 月 | 日改訂 |

1 組織図

2 計量証明用設備の名称、性能、器物番号等及び数量

名 称	性 能	器 物 番 号 等	数 量

3 標章を付す場所